

41 山崎家の『家訓』

筆 者 岡本 春一

山崎家の『家訓』上

家訓に付いては、3代目万右衛門が一般的な家訓の作成に取掛った様だが、病で完成の域には達成しなかった様です。4代目晨園が改めて儒学を基にした、他家には見られない本格的な「家訓」が完成します。

寛政13年（1801）辛酉正月「右之条々 従御上様被仰出候儀 難有奉仕候而堅相守可申候…」と

以下長文になるので、山崎昌弥氏の訳文を参考に簡潔に意識すれば、

「主人心掛けの事」

- 主人たるもの、上様よりの御法度堅く相守り、家内召使までも相弁えさす事。
毎朝仏前に先祖の恩に思いをなし、番頭と諸事相談し、金銀出入帳合判し、諸事油断なく近所、親類、町内外にも心を配り、商事閑暇の砌も酒色に耽る事無く、人倫の道万物の道理を弁えよ。学問、書画、茶の湯不苦候、夜は四ツ（十時）限寝床し、店の長に戸締り火の元を念入りに致すべき事。
- 店卸帳は正月七日迄に仕立、二十日迄に年中の諸計画を致す事。年柄に依り臨時入用、不慮の損失あるも油断なく励み、金銀余裕ある場合は、一つは非常の手当、一つは難儀なる人の助けを致し記置く事。総じて何事も哀れむ心なくては、自ら邪見の心を生じ、他人は勿論、召使い迄も終には疎まれる。よくよく考えるべし。
- 祝儀、仏事来客ある場合は、前日より万端整え、料理、膳、買物、受納者、外交取極め、不都合なき様。火事又は非常の事態も心掛け置くべし。

「婦人の心得」

- 夫は天、女子は地になどらえ従順を第一とす。婦人の心掛けは家内を納め、上下睦まじく貞節を守り、かりそめにも悪しき噂を受けず、みだりに寺社、人寄せ場、夜歩き等慎むべし。夫不行届きあらば己を立て、夫をいやしめるは却って禍を大きくする。
- 朝早く起き神仏へ灯明をあげ、茶湯も自ら致し、先祖の恩を思い、父母の安否を伺うべし。衣類、食物は婦人の司る所ならば費えなきよう、召使いも隣人と心掛け、食事等も分け与え、何事も怒りを慎み、柔和に理害を申し聞き、其の恩に感じさせよ。実意に相勤めば給金の外にも、それぞれ古着等遣わし懇ろに世話致し申すべく。
- 「夫婦父母に使う事 並淫祀一切致間敷事」
- 孝行は孝経小学に聖人の仰せられる通り尽くしがたいが、常にその心掛けを。主人は婦人等にも読み聞かせ心得させて、父母に食事、衣類等も伺い気分を和らげて相談致し、なお難しき事あらば、父母の気質に合う実意なる人を選び、相納め置くべき事。父母病気あらば面倒よく見、抛ない用事で外出の時は代わりの者を頼み、医師にも見てもらい、油断なく薬用させる事。

○病人、災難の時と云えども、神仏に祈祷して神おろし、何々の祟り祓いとて、格別の費を出すは甚だ迷いの至りで致すべからず。神仏は只善行善心の人を守らせ給うものであるから、妄りなる祈祷を受けるは却って淫祀の罪を蒙る。生死災難は天命の定めである。度を越す儀は相頼み申さず事。

「小児育方心得の事」

○三歳になったら悪しき風俗を見せるな。五六歳なりしは給事、礼儀も見習わせ、我儘は厳しく叱り灸も好し。父母立腹を子に当たるは宜しからず。小児病気は過食、寝冷えあり用心。七歳にもなれば手習い致し、商人としての心得と算盤を習わせよ。女子は十二歳よりは外へ出さず母の側で裁縫習をわせよ。男子は師匠に学び父母の前で読み書きも試し、親心を用いれば天性の如き好き人にもなる。父母威厳、慈しみあるは孝心を育てる。三味線、長唄等に交わるは宜しからず。我儘の癖は放蕩に至り自暴に至る。

「兄弟心得の事 並別家心得の事」

○幼児は父母の左右に居て親しみを共にする。妻子を持つに従い兄弟親しみ薄らぐ。その子に至っては天理に背き、人倫を損なうは不幸の第一なり。婦人の邪陰嫉妬は兄弟の情薄らぎ敵ともなる。万事力を合せ婦人は猶更儀の重きを弁えよ。

○別家の儀は、二、三軒置くは最もであるが、本家伝来の株に従うべし。別家多くなれば渡世も苦しく、疎遠となり恨みも出て来る。また本家血縁切れる時は別家より小児縁組致し、家名を存続し、一家同様に心得、別家も又睦まじく相談すべし。万一別家に災難にて損失あるは本家力を尽くし、両三年の内に俟約し元の姿に致すべし。

○別家は間口四間、或いは四間半で華美にならぬ様に、諸道具も一通り不自由なく揃え、総じて質素を第一とすべし。

「暖簾内心得の事」

○暖簾内は商品多くなり候共時節に合わせ、元金は借家として使わせ、商売の様子も相分かり次第に家屋敷も買わせ、両三年は食事も本家に通わせ、何事も相談致し取計らい、整った上で妻を娶らせ本家に恩ある事を実意を持って示す事。

○本家相続人幼少の事あらば、別家・親類相談の上実意ある者を相定め事に依り、夫婦共に本家に引越し後見すべし。後見者は本家の後室、店の長たる者に逐一相談致し、粗末なき様に又毎月一人ずつ本家に出勤し、諸帳簿合印相談手落ちなく全て成長の暁には、出精の褒美相応の事。

「衣食住心得の事」

○衣服は何時にても流行を用いるは宜しからず。分限不相応の衣類は心ある人から見れば恥ずかしいき事であり慎むべし。平服は絹紬の類一切無用の事。年齢相応の事。

○美食を好むは宜しからず。美食を度重ねれば自然と身髓慢となり、何事も物懶くなり病種となる。来客の節は見苦しくない物を致し、格別の物は宜しからず。

○家の立替は致す間敷候。類焼等にて立替の節も、主人の好事で華美の家作致さぬ様。格別の金銀費し目立つ普請は冥利に叶わず、御上様への恐あり天の咎を受け不慮の禍もあり、恐れ慎むべき事。

「酒色の事に耽り身を亡ぼす事、並三味線長唄の類その身の禍なる事」

○酒は古の賢人が作り初めたもので、聖人も禁じてはいない。その人の分量に応じて飲めば、精神も朗らかに養生にもなる。食物にも和し遊び交わりを厚くするが、量を過ぎると狂薬となる。平生温和の人も度を過ぎると道理を忘れ、家業をも失い家も亡ぼすは古より枚挙にいとまあらず慎むべし。

○色欲に耽り淫遊を好むは、身を忘れ家を亡くす事古来より皆知る所である。聖人の教えを心得たる者として木石ではない。酒の上にて心を乱し、三味線長唄淫声の類は心を乱すものなれば深く慎むべし。風雅の道を心掛けるも隙なくして良き友に交わるべし。

「博奕賭の諸勝負決して致す間敷候事」

○御上様より別して度々御停止あり堅く慎むべきものなり。

「学問心得の事」

○学問は古昔聖人の天下を治め、家と身を修め心を正しくする物也。忠孝信義礼廉恥の外他事なし。其の意能々考えて己の為にするのが誠の学問である。唯「文字芸者にならん事に候」、経書を勉むを好まず、熟字等に穿鑿し小説筆硯墨紙の好事に耽り、驕り弁えぬは愚である。聖人の教えの深意を弁えず齟齬致し、家業まで忘れるは、他人、親類にもうとまれ聖人の道を穢す者である。従って家業を大切にし、その余力を以て詩文を学び良き友を選び、風雅の郷に楽しむは、他の芸と異なり男子の肝要で、老年になって志しても悔やむ事のみ多い。幼年の時より心掛けるべきである。

『家訓』下

「御領主様御恩並親先祖の恩片時も忘れ申間敷候」

○総じて恩の有難きを忘る時は、忽ち天罰蒙る事目前なり。我が家も繁昌し先祖の名跡継ぎ安堵し、飢饉の節も世上騒敷く無く、又当駅遊女飯盛も無きは、御領主様の御威光御恩沢にして、御政事厳なる故である。その上御慈悲に依り御用達を勤め扶持・帯刀御免許されるは有難き御事也。

○御上様臨時御入用勝手向き六ツヶ敷節は、御用達仲間と分に応じ差上げ候。猶無怠なく出精俵約を用い家内凌ぎ居る事は、御上様を第一に御奉公申上げ報恩に報いるもので、先祖の思召しにも叶うものである。

「高利を取り強欲を致す間敷候事、附御大名様方並御旗本方へ御出入の事」

○高利を貪り一旦の利潤にて、終に元金を失い大損を致す事は各々知る所なり。恐れ慎むべし。金銀を借請け商売をするは利潤を考え、株式、田畑買請けるは何れ高利で現金返済出来兼ねるものである。

- 大名旗本への調達金相当あり、利息も一割二分五厘、一割五分で調達する。表向き利分下げて借財もするが、相済み終には利安にしても元金なく難儀致す事もある。旗本の調達金に至っては差上げ間もなく返金無きもある。先ず先様の様子篤と承知致し実意を以て取計う事。高利に回しても金は無く禍の種となる。又は人に依り大黒講仲間の積金に、高利で誘われても預かるべからず。不意の損失、臨時入用等で資金廻り兼ね家の破滅を招く始めとなる。
- 田中御城主本多様へ文化五年辰春より御出入り仰付けられ、少々利下げ春に至り三人扶持下置かれ、酉春に至り二人扶持下さる。調達金も議定通り返金され、多分の利潤を受け等閑無い。
- 松平越前守様、享和の頃より御館入りされ、御紋付上下も下置れ至極有難く存じ候。文化五年頃より調達金差上げ、議定に返金有難く御座候。早速江戸屋敷へも参上し、御勝手向き相伺い御相談申し上げる。宿助成川御普請助成等時宜に従い、御糺の上差出す。

「御家中の御方様へ対し敬いを尽くし可申事、仮初にも無礼仕間敷候」

- 御家中重きお方様は申に及ばず、末々御組衆中小者に至るまで丁寧に失礼なき事。万一無理ある時は咎むる事なく、我が意足らぬと思ひ丁寧に対処すべし。敬いの心離るゝは宜しからず。
- 御役人様方御懇意の方へは折々参上御機嫌伺に参上の事。御不孝五節句来客多きは近日中に伺う事。謙遜柔和の心を以て尽くし敬いの心離れるは宜しからず。
- 金子無く御頼み有るは心得るべき事。前後の考えも無く用立てるは、利潤など引立てもなく甚だ不覚であり訳有りである。その時はその家に出入りの慥成る役人と相談致し、その金高に応じ単独ではなく、御用達仲間とも計り実意にて世話すべきである。なるべくなら辞退すべきだが、過度に物欲しするは怨みを受けるので、能々心得るべきである。

「商売向心得の事」

- 先代より仕来たる商売随分大切に相励む事。高からぬ様に仕入れ精を出して売りさばく事。時節に依り利益少なき時もあるが商売冥利と心得るべし。さすれば商売引合い良き事も来りぬべし。引合い少ないとて休む事なく時を待て。
- 米、綿商いの儀も年々定めを通り買い置き、年々の高下に従って商売すべし。値上がりの風と見越し不相応の売買致す間敷候。たとえ利益多しと見込んでも混乱して利益少なきに終る。若し思い入り違いにて損すれば、猶又別件も相応に損し損の上に損を重ねる。血気に任せ売買致す間敷き事。

「帳合商い一切致す間敷事」

- 空米商いと申事は、元来繁華の地に御免場有り、全年豊凶有無計り相済と云う。然し空米商は博奕同様の儀にて、天地気候風雨水旱を賭けるもので、全国米穀平均の儀はいささかも無い。身元相応の商人は甚だ恥べき事だ。猶その損益を考えるに十度に五度はハズレルのは理の当然である。左候へば口銭全く不足し損失相重なり、家を失うも多々あり、取引

多難となり損失の上に更に損を重ねる事数えがたし。遠国への場合は思い入り外れ、十の内七・八は損方になる。決して致す間敷候。

「近在村方所持の田地取扱の事」

- 田地散田元帳並に絵図面委細記し置き取極置候。年々書抜き書き落し無き様に、先規稻遺作の帳面見合い、善惡定め地方の人相頼るは村方役人立ち会い、相談納得して取極める。若し作人不法の相違申立てるは、其の年の品に依り時宜に依り取計うべし。若し散田米少々たり共持参致さぬ者は、油断無く掛合い取立てる事。右の事等閑にするは作人心得違いで迷惑である。若し田地買受け候時は年貢高極め、高い所、訳も無く低い所は買受けぬ事。その時村役人とは疎遠無き様に。
- 御年貢は勿論、村入用まで大切に相心得る事。先規の納入、小作人への割付、庄屋所年貢皆済書等受取り丁寧に引合い、いささかも間違えなく吟味の事。粃盛衰は浮世の常である。数代衰え候時節田徳を以て家名相続の為、格別の丹精致し、費用も厭わず田地等請致し置き候。この儀よく考え如何様の時節にても売払いは勿論、物資等も決して相渡さざる様に致すべし。もし難渋到来、金子調達相成らず候へば、まず諸道具土蔵又は家を売払い候。しかし居屋敷並び田地の儀は決して売り申す間敷く、家名断絶の元となる。実意なくは他人を欺き、身の滅亡は理の当然である。暮らし方取極め俟約第一に出精すれば、如何様の災難も立ち直る。

「諸親類又は近隣並町内の人、其外格別懇意の人へ対し心得の事」

- 年頭節句は勿論、其外も時々相尋ね候、先方祝儀、不祝儀早速罷り越し随分懇ろに致すべき事。なお祖父母あらば機嫌伺い、珍敷物有る節は差上げ万事忘れ申さず様心掛けるべし。
- 金銀無く借用相頼み候時は、先方雑費や物好きの入用ならば程良く断り、抛無き願ならば其の人相応に見計らい、間違え無く返金さす事。訳も無く用立てるは行く行く迷惑致し、屋敷等質物に置くも埒明け申すもので無い。この条の人とは等閑ならざる人であるから、少々は無利息にて利安に何程と、その者の分限に応じて仕法すべし。猶町内小前難儀の者、小作で病災難に合いし者聞き出し次第心付け少々宛て内分にて助勢すべし。若し又類焼、飢饉等の節は格別の力を尽くすべき事。

「祝儀仏事の心得の事」

- 祝儀仏事の儀は以前上様仰出の如く、手軽に質素に致すべき事。
- 祝儀とても軽重あり、節句等は内輪にて一汁三菜位に致し、婚礼の儀は一生一度に付、見計らい祝儀目録は見苦敷無い様に。
- 仏事、年忌は懈怠なく相勤め誠心を以て質素に行うは尊霊に叶うものである。主人たる者身を清め万事外事を払い去り、黙然して孝経を読み家の戒めを誦読せよ。粗語を慎み粗暴無き様心掛ける。和尚等多く招くは外見を飾るものにて、誠心無きものなり。先霊を祀るは厚薄に従い華美なく追善致し候。その節来客親類は勿論、懇意の人疎遠候も相招き丁寧に尽くす事。

「不幸並葬式の心得の事」

○父母の喪に哀惜哭泣するは子たるもの自然の対応なり。酒は厳に禁じ余味なるもの食すべからず。哀戚の情失うは孝道に背くもので慎むべし。葬式の儀も分限を越え華美にするは心得違いで、亡霊の悦び給うに非らず。その上酒興催すは嘆かわしい。主人は愁傷の氣を失うものなれば、万事然るべき人を選び任せ質素に行うべし。十七日は猶更慎み、朝夕霊前に灯明供物生前の如く致し尊敬の事。

「先祖遺命の事」

○当家先祖立戒定地居士は寺ヶ谷より別家致し、以来四代凡九十有余、儉勤の徳を以て漸く繁昌致し、株式も備わり安堵するは有難き事也。三代目が子孫に家の掟等書き残さんと心掛けたが、去る寛政十年七月亡くなる。若し心得違い致すは先祖の罰受け、相続出来兼ねる恐れあり慎むべし。若し末裔に至り不行跡あらば別家の者は勿論、重き親類・近所にも相談致し、教訓致し品に依り御役人にも申上げ、聞き入れ無き場合は隠居致し、小遣い五両と捨扶持二人も遣わし追放すべし。此の時は次男三男又は別家より然るべき人を選び相続すべし。